

宮崎県子ども読書活動推進計画（案）

宮崎県教育委員会

はじめに

今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、乳幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

子どもの読書活動を支援するため、「国際子ども図書館」の開館にあわせて、平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされました。

また、「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言されました。

このような中で、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、翌年、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

本県におきましては、子どもの読書活動の充実を図るため、現在、小・中・県立学校が連携した「読書の杜事業」や、12学級以上の学校における司書教諭の発令などを行っております。

さらに、全県的に子どもの読書活動を推進するための指針として「宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定いたします。

今後、21世紀を担う子どもの健やかな成長を願って、家庭、地域、学校等が一体となった子どもの読書活動を総合的に推進してまいります。

宮崎県教育委員会

目 次

第 1 章	子どもの読書活動の意義	-----	1
第 2 章	家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進		
1	家 庭	-----	1
(1)	役 割		
(2)	現 状		
(3)	読書環境の充実		
2	地 域	-----	2
(1)	役 割		
	公共図書館、公民館図書室等		
	ボランティア・NPO等民間団体		
(2)	現 状		
	公共図書館、公民館図書室等		
	ボランティア・NPO等民間団体		
(3)	読書環境の整備・充実		
	公共図書館、公民館図書室等		
	ボランティア・NPO等民間団体		
3	学 校 等	-----	4
(1)	役 割		
(2)	現 状		
	幼稚園、保育所		
	小・中・高等学校		
	盲・聾・養護学校		
(3)	読書環境の整備・充実		
	幼稚園、保育所		
	学校図書館		
第 3 章	関係機関等の連携・協働		
1	県、市町村、ボランティア・NPO等民間団体	-----	7
(1)	読み聞かせ等に関する指導者養成		
(2)	読み聞かせ等に関する親への支援		
2	学校と公共図書館		
第 4 章	啓発・広報	-----	7

第1章 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、より充実した人生をおくる上で欠くことのできないものです。また、思いやりの心、生命を尊ぶ心など、豊かな心を育みます。

特に、乳幼児期からの発達段階に応じた適切な読書活動は、子どもの健やかな成長や人格形成に大きな影響を与えるものであり、新たな時代を切り拓いていく人づくりの基盤となるものです。

このように、子どもの読書活動は、子どもの健全な育成を図るとともに、人生に夢や希望を見出していく上で極めて重要であることから、社会全体で取り組んでいくことが必要です。

そこで、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備・充実を図り、啓発に努めます。

第2章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

1 家 庭

(1) 役 割

家庭には、子どもが初めて本に接し、読書の楽しさを知り、読書習慣を身に付けるなどの重要な役割があります。

特に、乳幼児にとって、親や家族から絵本を読んでもらうことは大きな喜びであり、心の成長においても極めて重要です。

(2) 現 状

読書に熱心な家庭がある反面、テレビやビデオの視聴、テレビゲーム等が、放任状態で行われているなど、子どもが読書に親しむ機会の少ない家庭も見受けられます。

(3) 読書環境の充実

親が、子どもの読書活動の重要性を理解し、乳幼児期から子どもに読み聞かせをしたり、適切な本を与えるなど、子どもが読書に親しむことができる環境をつくる必要があります。

また、子どもの読書意欲や関心を高めるため、家族が共に読書に親しむことが大切です。

2 地 域

(1) 役 割

公共図書館、公民館図書室等

公共図書館、公民館図書室等には、図書の貸出の外、読み聞かせやおはなし会の実施、推薦図書の展示等、子どもの読書活動を推進する地域の中核施設としての役割があります。

県立図書館は、利用者へ直接サービスを行うとともに、市町村立図書館、公民館図書室等の要請に応じて助言を行うなど、県全体の図書館サービスの向上に努める使命があります。

ボランティア・NPO等民間団体

ボランティア・NPO等民間団体は、子どもの読書活動について県民の理解や関心を高めたり、子どもが読書に親しむ機会を提供するなど、子どもの読書活動を支援する上で重要な役割を果たしています。

(2) 現 状

公共図書館、公民館図書室等

公共図書館、公民館図書室等では、児童図書室や児童コーナーを設けたり、読み聞かせやおはなし会等を行っています。

市町村によっては、乳幼児健診等の機会に、絵本を手渡すブックスタートや、子どもの誕生日、卒業記念に本のプレゼントを行っているところもあります。

県立図書館では、コンピュータネットワークシステム等により、図書の貸出や公共図書館相互の貸借が、効率的に行われています。

ボランティア・NPO等民間団体

平成15年12月現在、160を超えるボランティア・NPO等民間団体が、公共図書館、公民館図書室等、幼稚園、保育所、小・中学校と連携して、読み聞かせ等を行っています。

また、家庭文庫を開放して、地域の読書活動を支援しているボランティアもいます。

(3) 読書環境の整備・充実

公共図書館、公民館図書室等

ア 公共図書館の設置促進

平成15年12月現在、公共図書館は、分館を含め22館設置されています。また、図書館建設に向けて、3町において取り組みがなされています。

子どもの読書活動を推進する上で、地域の図書館が極めて重要な役割を果たすことから、未設置町村においては、今後、公共図書館設置について検討されることが望まれます。

イ 発達段階に応じた図書資料の充実

小、中、高等学校と学年が上がるにつれ、読書量が減少している傾向にあり、特に、中・高校生の読書離れが危惧されています。

そのため、公共図書館、公民館図書室等では、子どもの発達段階に応じたコーナーを設け、図書資料の充実に努めるなど、本に親しみやすい環境をつくる必要があります。

ウ 障害の状態や特性等に応じた図書資料の充実

公共図書館、公民館図書室等は、点字図書や録音図書、布絵本、大型絵本、手話や字幕入りの映像資料等、障害の状態や特性等に応じた図書資料の充実に努め、障害のある子どもの読書活動を推進していくことが大切です。

エ 司書等の資質の向上

司書や職員は、子どもの読書活動に関する豊富な専門的知識・技術を習得するため、研修等を通して資質の向上に努め、読書活動を一層推進していくことが大切です。

ボランティア・NPO等民間団体

県は、子どもの読書活動の充実を図るため、ボランティア・NPO等民間団体の活動を支援します。

3 学 校 等

(1) 役 割

幼稚園、保育所、小・中・高等学校、盲・聾・養護学校では、子どもの発達段階や障害の状態・特性等に応じた読書活動を通じて、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を形成するとともに、自主的な読書活動や学習活動を充実させる役割があります。

(2) 現 状

幼稚園、保育所

すべての幼稚園、保育所では、絵本の読み聞かせが行われています。また、子どもが絵本に興味・関心をもつように、おはなし会、紙芝居、人形劇等も行われています。

小・中・高等学校

ア 小学校

小学校では、全校一斉の読書活動や調べ学習、保護者やボランティアによる読み聞かせ等を通して、子どもが本に親しむ機会が増えてきています。

特に、全校一斉の読書活動は、9割以上の学校で行われています。しかし、学校によっては、蔵書数が十分に確保されていない状況もあります。

イ 中学校

中学校では、7割以上の学校で、全校一斉の読書活動が行われています。また、保護者やボランティアによる読み聞かせを行っている学校もあります。

しかし、1日に占める読書時間や1か月に読む本の冊数は、小学校より減少しています。

蔵書数については、小学校と同様、十分に確保されていない状況があります。

ウ 高等学校

高等学校では、8割以上の学校で、全校一斉の読書活動が行われています。

読書傾向としては、流行作家の作品や娯楽的な作品などが多く読まれており、国内外を問わず、古典的名作といわれる文学作品や社会科学、自然科学系の本はあまり読まれていない状況があります。

盲・聾・養護学校

盲・聾・養護学校では、子どもの障害の状態や特性等に応じて、子どもが読書に親しめるよう、保護者やボランティアと連携しながら、読み聞かせや本の紹介等が行われています。

また、視聴覚教材や点字図書・録音図書の充実、車椅子の子どもに配慮した工夫、畳スペースの設置などの整備に努めています。

(学校図書館の現状に関する調査：平成15年度文部科学省による)

(3) 読書環境の整備・充実

幼稚園、保育所

幼稚園、保育所では、絵本コーナーを設け、絵本等を充実するなど、子どもがいつでも絵本に触れることができる環境をつくる必要があります。

また、教員や保育士は、子どもの読書活動の重要性を理解し、子どもの成長に応じた適切な絵本を選び、読み聞かせ等を行うことが大切です。

学校図書館

ア 小・中・高等学校

学校図書館は、どの教室からも行きやすい位置に設置されることが望ましく、多くの席の確保やオープンスペース設置などの工夫が必要です。

また、蔵書を適宜見直し、子どもの発達段階に応じた図書資料の充実を図ることが大切です。

さらには、図書の検索やインターネットによる情報収集ができるよう、コンピュータの設置と積極的な活用が求められます。

なお、障害のある子どもが在籍する学校では、障害の状態に応じて、子どもが読書に親しめるよう配慮することが必要です。

イ 盲・聾・養護学校

学校の中で、障害のある子どもが、自主的で安全に読書活動を行える環境を整備することが大切です。

また、障害の重度・重複化、多様化に伴い、その実態に対応できるよう図書資料を充実することが必要です。

ウ 司書教諭等の資質向上

司書教諭や図書主任等は、学校図書館の運営・活用及び校内の子どもの読書活動に関して、中心的役割を担っています。

司書教諭は、平成15年度以降、12学級以上の学級を有する学校に発令されています。12学級未満の学校においては、図書主任等がその役割を果たします。

県は、司書教諭や図書主任等のより一層の資質向上を図るため、研修の機会を提供します。

エ 校内研修の充実

学校における子どもの読書活動を推進するためには、全教職員が子どもの読書活動の重要性について共通した認識をもち、読書指導にあたることが大切です。

そのためには、校長の指導の下、司書教諭や図書主任等が中心となり、全教職員を対象に、読書指導や学校図書館を利用した学習指導についての研修が必要です。

第3章 関係機関等の連携・協働

1 県、市町村、ボランティア・NPO等民間団体

(1) 読み聞かせ等に関する指導者養成

県は、市町村と連携し、ボランティア・NPO等民間団体や、幼稚園、保育所等の指導者を対象に、読み聞かせ等に関する学習の機会を提供します。

(2) 読み聞かせ等に関する親への支援

県は、市町村の教育委員会・保健部局及びボランティア等と連携しながら、乳幼児健診等の機会を活用して、親に対して読み聞かせの重要性やその仕方、適切な本の選び方等についてアドバイスを行うなど、家庭における子どもの読書活動を支援します。

2 学校と公共図書館

学校と公共図書館は、相互に情報を交換し、公共図書館の図書資料を学校に貸し出すことにより、子どもの読書活動を一層推進していくことが望まれます。

第4章 啓発・広報

公共図書館や学校等では、「子ども読書の日」、春の「こども読書週間」、秋の「読書週間」にあわせて、読書感想文・感想画コンクール、読み聞かせやおはなし会、推薦図書の展示等、各種イベントを開催しています。

県は、子どもの読書意欲や関心をさらに高めるため、読書活動に関する啓発活動を推進します。

また、子どもの読書活動に関する様々な情報を広く提供します。